

ケアマネジメントに関するこれまでの主な経緯（精神を中心に）

- 平成7年6月 障害者ケアガイドライン検討会の設置
平成7年11月 障害者ケアガイドライン検討会精神障害者部会の設置
平成8年 障害者ケアガイドライン検討会報告書とりまとめ
- 平成9年4月 障害者ケアマネジメント体制整備推進事業（～平成14年度）
- ・ 国レベルの事業
 - ◆ 障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会
 - ・ 3部会、指導者研修検討会
 - ・ 平成14年度は開催されていない
 - ◆ 障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修
 - ・ 平成14年度より3障害合同で実施（湘南）
 - ・ 都道府県・指定都市レベルの事業
 - ◆ 障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会
 - ◆ ケアマネジメント従事者養成研修
- 平成10年3月 「精神障害者ケアガイドライン」
平成13年3月 「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」（3障害）
平成13年3月 「精神障害者ケアガイドライン（第2版）」
平成14年3月 「障害者ケアガイドライン」（3障害）
- 平成15年4月 障害者ケアマネジメント体制支援事業（平成15年度～）
- ・ 国レベルの事業
 - ◆ ケアマネジメント従事者養成指導者研修
 - ◆ ケアマネジメント従事者養成上級指導者研修
 - ・ 都道府県・指定都市レベルの事業
 - ◆ 障害者ケアマネジメント推進協議会
 - ◆ ケアマネジメント従事者養成研修

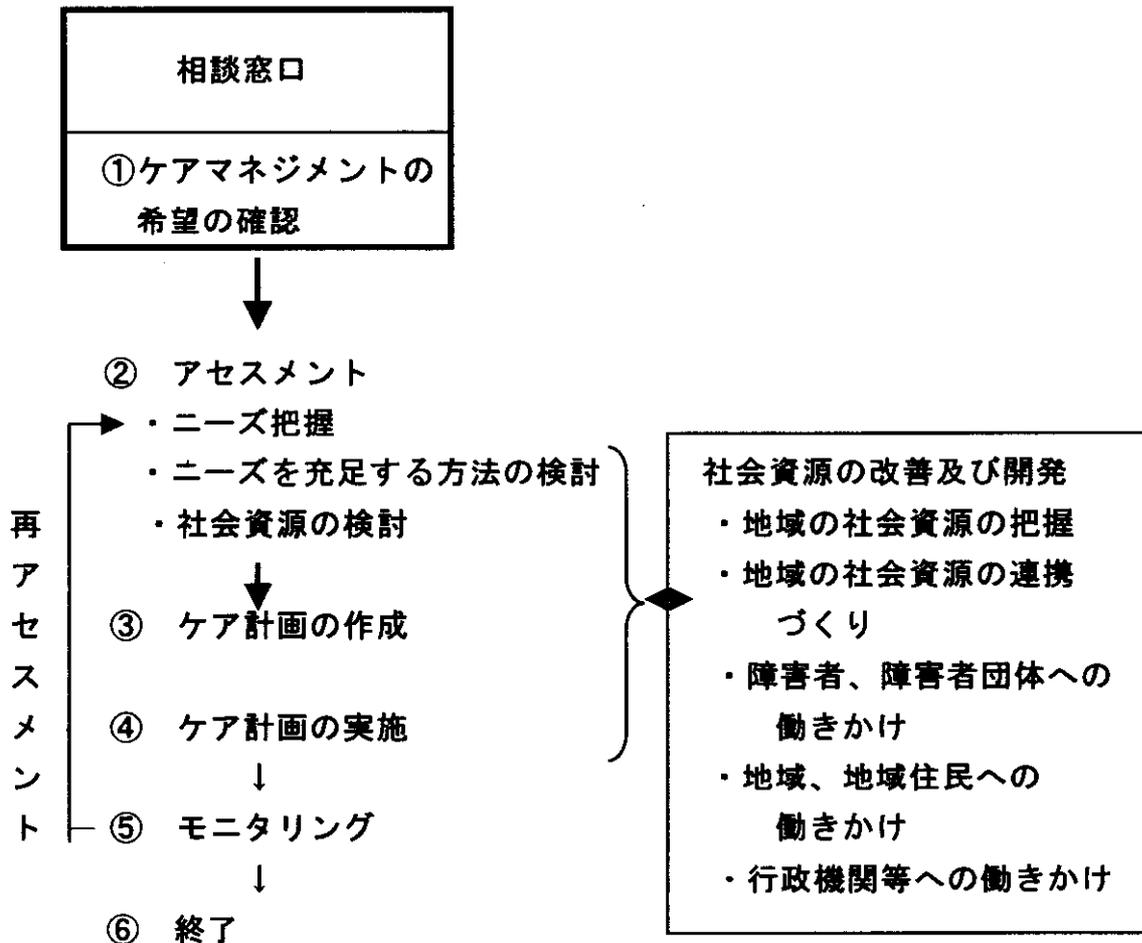
「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」要旨（平成13年3月）

1. 障害者ケアマネジメント

障害者ケアマネジメントとは、障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療のほか、教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

2. 障害者ケアマネジメントの過程

図 障害者ケアマネジメント過程の概略図



3. 障害者ケアマネジメントの実施主体

障害者ケアマネジメントの実施主体は第一義的には市町村であり、市町村が自ら実施するか、あるいは都道府県及び市町村が委託している市町村障害者生活支援事業、障害

児（者）地域療育等支援事業及び精神障害者地域生活支援センターにおける相談支援において、障害者ケアマネジメントを実施する。

そのために、上記3つの生活支援事業等については、障害者ケアマネジメントの実施を基本とした運用を図るものとし、その際、障害特性を考慮しながらも、障害種別を超えて一体的に事業を実施する観点から事業運営を見直す必要がある。

また、障害者ケアマネジメントは、都道府県が設置する福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、保健所及び精神保健福祉センター等における相談業務においても、障害者ケアマネジメントを活用すべきである。

4. 障害者ケアマネジメント従事者に求められる資質

- ① 信頼関係を形成する力
- ② 専門的面接技術
- ③ ニーズを探し出すアセスメント力
- ④ サービスの知識や体験的理解力
- ⑤ 社会資源の改善及び開発に取り組む姿勢
- ⑥ 支援ネットワークの形成力
- ⑦ チームアプローチを展開する力

5. 国の役割

国は、障害者ケアマネジメントの普及を図り、障害者の地域生活を支援するために、都道府県及び指定都市と連携してサービス提供の基盤整備の一層の推進を図る必要がある。

また、国は、都道府県及び指定都市が実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を企画するとともに市町村の障害者ケアマネジメントを支援する指導者を養成するため、障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修を実施する必要がある。

障害者ケアマネジメント体制支援事業

1 事業の趣旨

- 障害者ケアマネジメントは、地域で暮らす障害者が、地域に散在する多くのサービスを有効に活用できるように支援するため、障害者本人の意向を尊重し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、障害者のエンパワメントを高める視点から総合的かつ継続的なサービスの供給を確保するための重要な援助方法(手法)である。
また、こうした障害者ケアマネジメントの全過程に携わり、必要に応じて新たな社会資源の開発を提言していくなどの中心的な役割を担うのが「障害者ケアマネジメント従事者」であり、その新規の養成とスキルアップのための研修事業も重要な意味をもっている。
- こうした観点から、平成9年度から「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」を実施して普及に努めてきたところであるが、人材の確保や管内の障害者ケアマネジメントを総括する組織の整備等では遅れの目立つ自治体が多く、従前の推進事業を大幅に見直し、新たな支援体制によって効率的な支援の継続実施を目的とする。

2 事業概要

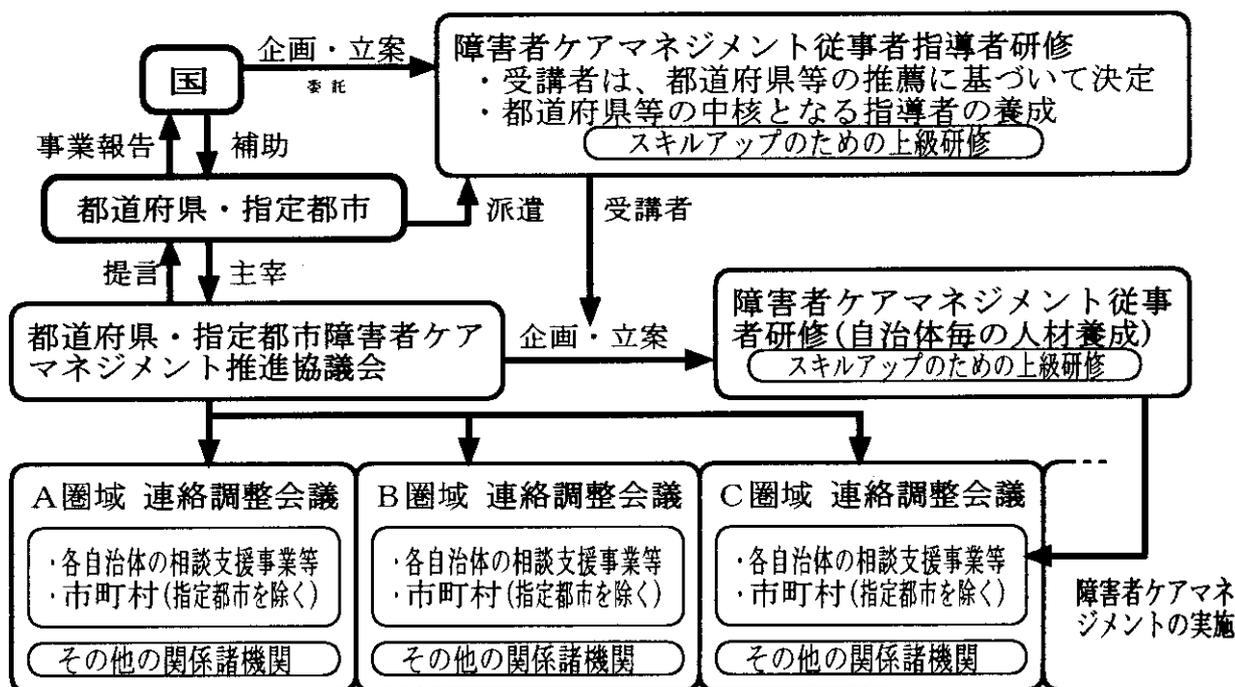
(1) 国が実施する事業

- 「障害者ケアマネジメント従事者指導者研修」の実施
 - ・ 従来の研修を「新規研修」とし、引き続き都道府県・指定都市で中心的な役割を果たす人材の養成に努めるとともに、すでに国の研修を終えて第一線で活躍されている障害者ケアマネジメント従事者を対象に、新たにスキルアップのための「上級研修」を実施する。

(2) 都道府県・指定都市が実施する事業

- 「都道府県・指定都市障害者ケアマネジメント推進協議会」の設置
 - ・ 都道府県・指定都市が主導する専門職員等の研修の企画・立案、及び新たな社会資源の開発への取組み、各障害保健福祉圏域における支援ネットワークの形成のあり方等について検討する。
- 「障害者ケアマネジメント従事者研修」の実施
 - ・ 都道府県・指定都市における障害者ケアマネジメント従事者を養成するために、国の研修と同様に、新規研修と上級研修を実施する。

<全体図>



「障害者ケアマネジメント研修事業」について

1. 国が実施している障害者ケアマネジメント従事者(養成)指導者研修修了者数

| 所 属 | 10年度 | | | 11年度 | | | 12年度 | | | 13年度 | | | 14年度 | | | 15年度 | | | 合 計 | | | |
|------------|-------|----|----|------|-----|----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|----|----|------|----|----|-------|-----|-----|-------|
| | 身体 | 知的 | 精神 | 身体 | 知的 | 精神 | 身体 | 知的 | 精神 | 身体 | 知的 | 精神 | 身体 | 知的 | 精神 | 身体 | 知的 | 精神 | 身体 | 知的 | 精神 | 計 |
| 更生相談所 | 39 | 11 | 0 | 20 | 25 | 0 | 29 | 22 | 0 | 31 | 29 | 1 | 19 | 17 | 1 | 15 | 12 | 2 | 153 | 116 | 4 | 273 |
| 福祉事務所 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 | 6 | 8 | 2 | 5 | 4 | 1 | 18 | 23 | 6 | 47 |
| 公立の社会福祉施設 | 36 | 6 | 0 | 55 | 15 | 0 | 54 | 15 | 0 | 17 | 22 | 0 | 14 | 10 | 0 | 2 | 7 | 0 | 178 | 75 | 0 | 253 |
| 民間の社会福祉法人 | 21 | 20 | 0 | 28 | 51 | 0 | 32 | 68 | 0 | 50 | 58 | 1 | 17 | 27 | 1 | 18 | 20 | 3 | 166 | 244 | 5 | 415 |
| 保健所 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 26 | 1 | 0 | 31 | 0 | 0 | 41 | 0 | 0 | 21 | 0 | 0 | 21 | 1 | 0 | 150 | 151 |
| 精神保健福祉センター | 0 | 0 | 38 | 0 | 1 | 38 | 0 | 0 | 50 | 0 | 0 | 50 | 0 | 0 | 32 | 0 | 0 | 25 | 0 | 1 | 233 | 234 |
| 社会復帰施設 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 20 | 22 |
| 病 院 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 14 | 18 |
| 行政機関 | 0 | 5 | 8 | 0 | 4 | 2 | 0 | 9 | 6 | 15 | 7 | 23 | 7 | 8 | 8 | 7 | 10 | 2 | 29 | 43 | 49 | 121 |
| その他 | 0 | 5 | 9 | 3 | 0 | 20 | 1 | 0 | 21 | 3 | 0 | 3 | 4 | 2 | 1 | 7 | 7 | 0 | 18 | 14 | 54 | 86 |
| 小 計 | 96 | 47 | 68 | 109 | 101 | 90 | 118 | 118 | 117 | 119 | 119 | 130 | 68 | 72 | 72 | 56 | 62 | 58 | 566 | 519 | 535 | 1,620 |
| 合 計 | 211 | | | 300 | | | 353 | | | 368 | | | 212 | | | 176 | | | 1,620 | | | |
| 総合計 | 1,620 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1,620 | | | |

- * 国が実施している「養成指導者研修」では障害分野別の受講者数が把握されており、平成15年度末までの6年間に1,620名が修了している。(平成14年度からは3障害合同で研修を実施)
- * 国の研修では、各都道府県等から毎年受講人数を指定して派遣を依頼しており、全都道府県等からほぼ均等に参加している。
- * 平成15年度から名称の「養成」が削除されている。

2. 都道府県・指定都市が実施している障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者数

| 所 属 | 10年度 | | | 11年度 | | | 12年度 | | | 13年度 | 14年度 |
|------------|--------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 身体 | 知的 | 精神 | 身体 | 知的 | 精神 | 身体 | 知的 | 精神 | 3障害合同 | 3障害合同 |
| 更生相談所 | | | | | | | | | | 48 | 46 |
| 福祉事務所 | | | | | | | | | | 651 | 956 |
| 公立の社会福祉施設 | | | | | | | | | | 644 | 676 |
| 民間の社会福祉法人 | | | | | | | | | | 2,215 | 2,759 |
| 保健所 | | | | | | | | | | 514 | 355 |
| 精神保健福祉センター | 186 | 377 | 168 | 825 | 1,120 | 1,197 | 1,613 | 1,845 | 1,772 | 41 | 50 |
| 社会復帰施設 | | | | | | | | | | 435 | 462 |
| 病 院 | | | | | | | | | | 689 | 732 |
| 行政機関 | | | | | | | | | | 2,182 | 2,628 |
| その他 | | | | | | | | | | 1,089 | 1,036 |
| 小 計 | 186 | 377 | 168 | 825 | 1,120 | 1,197 | 1,613 | 1,845 | 1,772 | 8,508 | 9,700 |
| 合 計 | 731 | | | 3,142 | | | 5,230 | | | 8,508 | 9,700 |
| 総合計 | 27,311 | | | | | | | | | | |

- * 都道府県及び指定都市が実施している「養成研修」では、14年度末までの4年間に27,311名が修了している。
- * 平成13年度からは、都道府県等において国の実施要綱に基づき3障害合同の研修が実施されてきており、障害分野別の受講者数は把握できない。
- * 平成12年度以前の各自治体毎の研修受講者の所属内訳は把握していないが、13年度からは国と同じ分類での報告を受けている。

精神障害者地域生活支援センター

1. 事業の趣旨

在宅精神障害者や社会復帰者が継続して地域生活がおくれるように、日常生活等を支援する。

平成 11 年度の精神保健福祉法改正により、平成 12 年度から精神障害者社会復帰施設として法定化され、各種サービス利用に関する相談・助言等の業務を保健所長から委託を受けることとなった。さらに、平成 14 年度からは、本業務が保健所長から市町村の役割とされたことから、本業務を市町村から委託を受けることとなった。

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律 第 49 条第 1 項

市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活支援事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業(以下この条において「精神障害者居宅生活支援事業等」という。)の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を精神障害者地域生活支援センターに委託することができる。

2. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

3. 費用負担割合

国 1 / 2、都道府県・政令指定都市 1 / 2

4. 整備目標数

新障害者プランにおいては、平成 19 年度までに約 470 箇所の整備を予定。

5. 平成 15 年度予算額

4,109,937 千円

6. 人員配置基準

施設長 1 名、精神保健福祉士 1 名以上、精神障害者社会復帰指導員 3 名以上

7. 施設基準

相談室、静養室、談話室、食堂、調理場、地域交流活動室兼訓練室、便所、洗面所、事務室